

糸魚川地域の景観に配慮した防護柵等の 整備に関するマスタープランについて

「美しいみちづくりを目指して」

平成17年7月

糸魚川地域の景観に配慮した防護柵等の整備
に関するマスタープラン策定検討委員会

—目 次—

1. 目的と理念	．．．．．1
2. 基本方針等	．．．．．2
3. 対象とする地域・路線	．．．．．2
4. 対象エリアの景観配慮方針及び具体的方策	．．．．．3
5. 事後評価の実施	．．．．．7

1. 目的と理念

これまでの道路整備は、量の確保を主体に進められ、道路構造令や各種設置基準を元に全国一律の規格・仕様によって整備が進められてきた。そのため地域の個性が必ずしも生かされた、道づくりが行われていない状況であった。

糸魚川地域は自然条件として、海、山、川に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている。「急峻な地形」、「海岸線に迫っている山地」、「糸魚川ー静岡構造線の古い地層と新しい地層」など地形的・地質的に特徴があり、また歴史的には「信濃と越後、日本海を結んだ塩の道」として重要な”みち”（現在の国道148号）が急峻な地形の川沿いを通っている。これらの自然・歴史的財産を有する糸魚川地域のみちづくりを進める上で、機能優先の考えを改め質的な観点から景観に配慮することが強く求められている。

国土交通省では、平成15年7月に美しい国づくりのための基本的な考え方や具体的施策をまとめた「美しい国づくり政策大綱」を策定し、平成17年7月には景観法が施行されるなど、国を挙げて景観への取り組みが進められている。

新潟県においてもこれらを受け、道路景観全体の向上を図るための具体的施策として、車両用防護柵、照明灯、標識等の道路付属物について地域ごとにマスタープランの作成を進めている。糸魚川地域整備部についても地域の特性を生かし、景観に配慮した整備を行うためマスタープランを作成するものである。作成にあたりガイドライン※策定主旨を踏まえ、安全面での機能を確保した上で、景観的な配慮が必要な地域・道路を選定し、防護柵等を設置・更新する際の指針を示すものである。

※「景観に配慮した防護柵のガイドライン」平成16年3月

・・・・景観に配慮した防護柵推進検討委員会

2. 基本方針等

防護柵等の施設を設置・更新する際は、安全面での機能を確保した上で自然環境との融和を図ることとする。

3. 対象とする地域・路線

対象路線は、直轄国道および高速自動車道を除く道路とする。

3-1 海岸エリア

3-1-1 対象地域

糸魚川市浜徳合～県境まで

3-1-2 対象路線

別添図による。

3-1-3 対象地域の特性

四季を通じ、県外からも人々が訪れる地域である。また、上越市から早川河口まで約33kmに渡る海岸沿いの自転車道があり、日本海や佐渡島、遠くに能登半島を望むことができ、日本海に沈む夕日が見えるスポットとして知られている。

3-2 河川エリア

3-2-1 対象地域

糸魚川地域全域

3-2-2 対象路線

別添図による。

3-2-3 対象地域の特性

主要な河川の上流域は国立公園や県立公園の指定を受けた、ヒスイ峡、マイコミ平、海谷溪谷、権現岳などの豊かな自然環境に恵まれた観光資源が多く、地元住民をはじめ県外者にも親しまれている。

3-3 田園エリア

3-3-1 対象地域

糸魚川地域全域

3-3-2 対象路線

別添図による。

3-2-3 対象地域の特性

田園地域の特性は、流域に沿って水田、農業集落、里山等が見られる田園、里山的な景観を形成している。

3-4 市街地（住宅）エリア

3-4-1 対象地域

糸魚川市街地区、旧能生町市街地区、旧青海町市街地区

3-4-2 対象路線

別添図による。

3-4-3 対象地域の特性

市街地の特性は、古くから河川河口部と幹線道路の海岸沿いに形成されている。

3-5 森林エリア

3-5-1 対象地域

糸魚川地域全域

3-5-2 対象路線

別添図による。

3-5-3 対象地域の特性

森林エリアは、上信越高原国立公園、白馬山麓県立自然公園などを範囲とする。

4. 対象エリアの景観配慮方針及び具体的方策

4-1 海岸エリア

4-1-1 景観配慮方針

a) 景観上の重視事項

海岸への眺望を阻害しないよう配慮する。

b) 形状方針

防護柵は海岸への眺望を阻害しないよう透過性（※2）のあるものを設置する。

住民や観光客などが立ち寄り、直接触れる機会が多くなる箇所の施設は、親和性に配慮した形状とする。

c) 配置方針

必要最低限の範囲で設置することとし、その場合はできる限り眺望を阻害しない位置を選定し設置する。

d) 色彩方針

通常の塗装では塩害の影響が大きいため、溶融亜鉛メッキとし、着色はおこなわない。

4-2 河川エリア

4-2-1 景観配慮方針

a) 景観上の重視事項

河川への眺望を阻害しないよう配慮する。

b) 形状方針

防護柵は河川への眺望を阻害しないよう透過性のあるものを設置する。

住民や観光客などが立ち寄り、直接触れる機会が多くなる箇所の施設は、親和性に配慮した形状とする。

c) 配置方針

必要最低限の範囲で設置することとし、その場合はできる限り眺望を阻害しない位置を選定し設置する。

d) 色彩方針

周辺景観に対し、必要以上に目立たない色彩であるダークブラウンを基本とする。

4-3 田園エリア

4-3-1 景観配慮方針

a) 景観上の重視事項

田園景観と道路が分断しないよう配慮する。

b) 形状方針

田園景観と道路が分断しないよう、透過性のあるものを設置する。

c) 配置方針

必要最低限の範囲で設置することとし、その場合はできる限り景観との融和を考慮し、位置を選定し設置する。

d) 色彩方針

周辺景観に対し、必要以上に目立たない色彩であるダークブラウンを基本とする。



4-4 市街地（住宅）エリア

4-4-1 景観配慮方針

a) 景観上の重視事項

周辺建物と調和するよう配慮する。

b) 形状方針

周辺建物と調和するよう、透過性のあるものを設置する。

歩行者が直接触れる機会が多い歩道部などは、親和性に配慮した形状とする。

c) 配置方針

必要最低限の範囲で設置することとする。

d) 色彩方針

周辺建物との調和に配慮し、周囲から目立ちにくい明度、彩度の低いダークブラウンか、比較的明るい色調の街並み景観を引き立てるグレーベージュを基本とする。



4-5 森林エリア

4-5-1 景観配慮方針

a) 景観上の重視事項

連続する樹林景観や山並みに融和するよう配慮する。

b) 形状方針

外部空間に広がりがある箇所に設置する場合は、透過性のあるものを設置する。

観光客などが立ち寄り直接触れる機会が多くなる箇所の施設は、親和性に配慮した形状とする。

c) 配置方針

必要最低限の範囲で設置することとし、その場合はできる限り景観との融和考慮して設置する。

d) 色彩方針

周辺景観に対して、必要以上に目立たない色彩であるダークブラウンを基本とする。



これまで述べた区間毎の景観配慮方針（景観上の重視事項、形状、配置、色彩方針）をまとめると、以下の表となる。

表－1 区間毎の景観配慮方針

区 間 区 分		海岸	河川	田園	樹林地	市街地(住宅地)
景観上の重視事項		海岸の眺望を阻害しない	周辺への眺望を阻害しない	周辺への眺望を阻害しない	周辺景観との調和を図る	周辺景観との融和を図る
形状方針	透過性に配慮	○	○	○		
	親和性に配慮	○	○	○	○	○
配置方針	必要最小限の範囲	○	○	○	○	○
	眺望を阻害しない位置選定	○	○	○		
色彩方針	必要以上に目立たせない	○	○	○	○	○

4-7 具体的方策

(1) 防護柵形式（車両用・歩行者自転車用防護柵）

- a) 防護柵は、以下の場合において「パイプ形式」にすることを基本とする。
- ・ 海岸、河川、山並みなど外部景観に広がりがあり、周辺の眺望を確保する必要がある場合。（ガイドラインP30）
 - ・ 観光客等がふれる機会が多く、防護柵以外の代替策がなく安全機能上設置することが必要である場合（ガイドラインP32）
- b) 歩行者自転車用防護柵(P種)は、以下の理由により「横ビーム式」を基本とする。
- ・ 透過性が高く周辺眺望を阻害しない。
 - ・ 付加的装飾をさけるため。

表－2 「区間別防護柵形式・防護柵等の色彩」

色彩	防護柵形式	海岸	河川	樹林・田園	市街地(住宅地)
ダークブルー	パイプ形式	×	◎	◎	◎
10YR2.0/1.0程度	レール形式	×	◎	◎	◎
グレーベージュ	パイプ形式	×	×	×	○
10YR6.0/1.0程度	レール形式	×	○	×	○
亜鉛メッキ	パイプ形式	◎	×	×	×
	レール形式	◎	×	×	×

◎：基本 ○：基本色では調和しない場合（検討） ×：適用外

色彩の記号はマンセル値を示す。

マンセル値は、色を「色相 明度/彩度」で表記したもので、色を表現する値として使われる。

例 マンセル値 10YR8.5/0.5 とは色相が10YR 明度が8.5 彩度が0.5)

色相とは色味を示しR（赤）YR（黄赤）Y（黄）GY（黄緑）G（緑）BG（青緑）B（青）PB（青紫）

P（紫）RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を示す0から10までの数字の組み合わせで示す。

明度は、色の明るさを0から10の値で示し、10に近いほど明るい色を示す。

彩度は、色の鮮やかさを示し、数値が増えるほど鮮やかな色であることを示す。

(3) 視線誘導の配慮（ガイドラインP45）

これまで防護柵の色彩は白とし、防護柵自体に副次的な視線誘導効果を持たせることを標準としてきた。今後、防護柵については、地域特性に応じた景観への配慮を行い適切な色彩、形状を採用し、視線誘導の機能は、誘導標等の手段により確保することを基本とする。

具体例

○外側線を高視認性路面表示とする。

○視線誘導標や反射シート等を設置する。

- ・沿道に良好な景観が広がっている地域等については、視線誘導標の設置によって周囲の景観を阻害するような場合には、反射シートの支柱への巻き付けにより視線誘導機能を確保することが望まれる。

(4) その他

防護柵の材質について

- ・防護柵の材質については下記のような記述がある。

「車両用・歩行者自転車用防護柵に用いる材料は、十分な強度を持ち、耐久性に優れ、維持管理が容易なものを採用する。」・・・防護柵設置基準・解説 P26,64

- ・前記の記述は、鋼製防護柵を対象として整理したものであり、アルミ製、コンクリート性、木製等の防護柵を否定するものではない。

特に、コンクリート性防護柵は、素材が本来有している色彩そのものを生かすことが基本である。木製防護柵については、防腐処理等を行う際には素材そのものの色彩や木目等の活用に配慮することが基本である。（ガイドラインP38）

5. 事後評価の実施

設置した防護柵について、景観面から評価を行うと共に、安全面・維持管理面等の多方面から評価を行い、今後の整備にフィードバックさせることが重要である。

道路の新設、改築時において景観に配慮した防護柵の設置を行う場合は、道路全体の景観評価の中でおこなうべきである。

《整備直後の評価》

評価主体：地域の人々、道路利用者、道路管理者等

評価視点：周辺景観との融和、道路付属物との景観との調和、人との親和性

評価方法：ヒアリング、アンケート等

《整備から数年後》

評価主体：地域の人々、道路利用者、道路管理者等

評価視点：適切に維持管理されているか、景観的にも良好な状態を維持しているか
ランニングコスト面はどうか

評価方法：ヒアリング、アンケート等